

# 医療安全管理委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医療事故を防止し、安全かつ適切な医療の提供体制を確立するため、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 職員は、日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取扱い等の業務を遂行する際、医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

(設置)

第3条 前条の目的を達成するため、本院に医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる部門等の区分に応じ、当該各号に掲げる職にある職員をもって組織する。

- (1) 診療部門等 病院長、副院長等、診療科部長、薬剤部長、臨床検査科長、食養科長、放射線技術科長及び医療安全管理室担当課長
- (2) 看護部門 看護部長
- (3) 事務部門 事務局長、事務局庶務課長及び事務局医事課長
- (4) その他 委員長が必要と認める職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は病院長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは

議長の決するところによる。

(所掌事務)

第6条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療事故の予防に関すること。
- (2) 医療安全のための研修・啓発に関すること。
- (3) 安全にかかわる次の委員会について統括すること。

- ア 院内感染対策委員会
- イ 輸血療法委員会
- ウ 薬事委員会
- エ 医療機器管理委員会
- オ 放射線安全委員会
- カ 医療ガス安全管理委員会
- キ 衛生委員会

- (4) その他必要な事項に関すること。

(検査診断報告書等確認対策部会、医療安全部会の設置)

第7条 医療事故防止対策をより実効あるものにするため、委員会に検査診断報告書等確認対策部会、医療安全部会を設置する。

- 2 医療安全部会の運営等については、別に定める。

(推進員)

第8条 医療事故の防止に資するため、診療科、薬剤部、放射線技術科、臨床検査科、食養科、事務局、看護部、ME科にそれぞれ1名以上の医療安全推進員を置く。

- 2 前項の医療安全推進員は、医療安全部会委員長が指名する。

(医療事故発生時の対応)

第9条 職員は、医療事故が発生したときは、応急措置、拡大防止措置及び直属上司への報告等、所要の措置を講じた後、速やかに別に定める事故発生報告手順に従い、病院長へ報告しなければならない。

(医療事故防止対策委員会の設置)

第10条 重大な医療事故等が発生した場合は、当該医療事故対応に向けての方針等を図るため、医療事故防止対策委員会を設置する。

2 医療事故防止対策委員会の運営については、別に定める。

(事故届出及び公表)

第11条 病院長は届出や公表を必要とする医療事故が発生した場合は、川崎市立病院医療事故公表基準及び川崎市立病院医療事故届出基準に従い、届出及び公表を行う。

(議事録の保管)

第12条 委員会の議事録は、これを3年間保管しなければならない。

(関係者の出席)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、医療安全管理室において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

適用

この改正基準は、平成24年4月1日から適応する。

(要綱の廃止)

2 川崎市立井田病院医療安全対策要綱（平成13年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。